

満蒙問題の正しき認識

池崎忠孝著

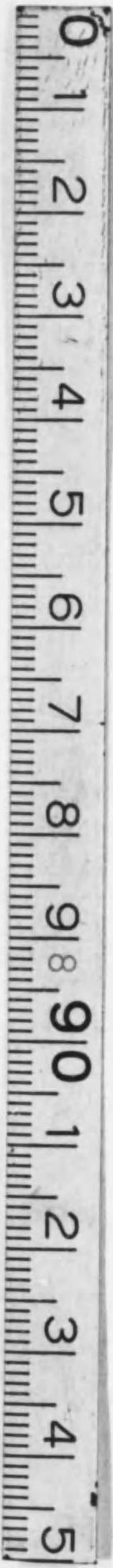
天人社

特242

290

343

153



始



特 242
290

165

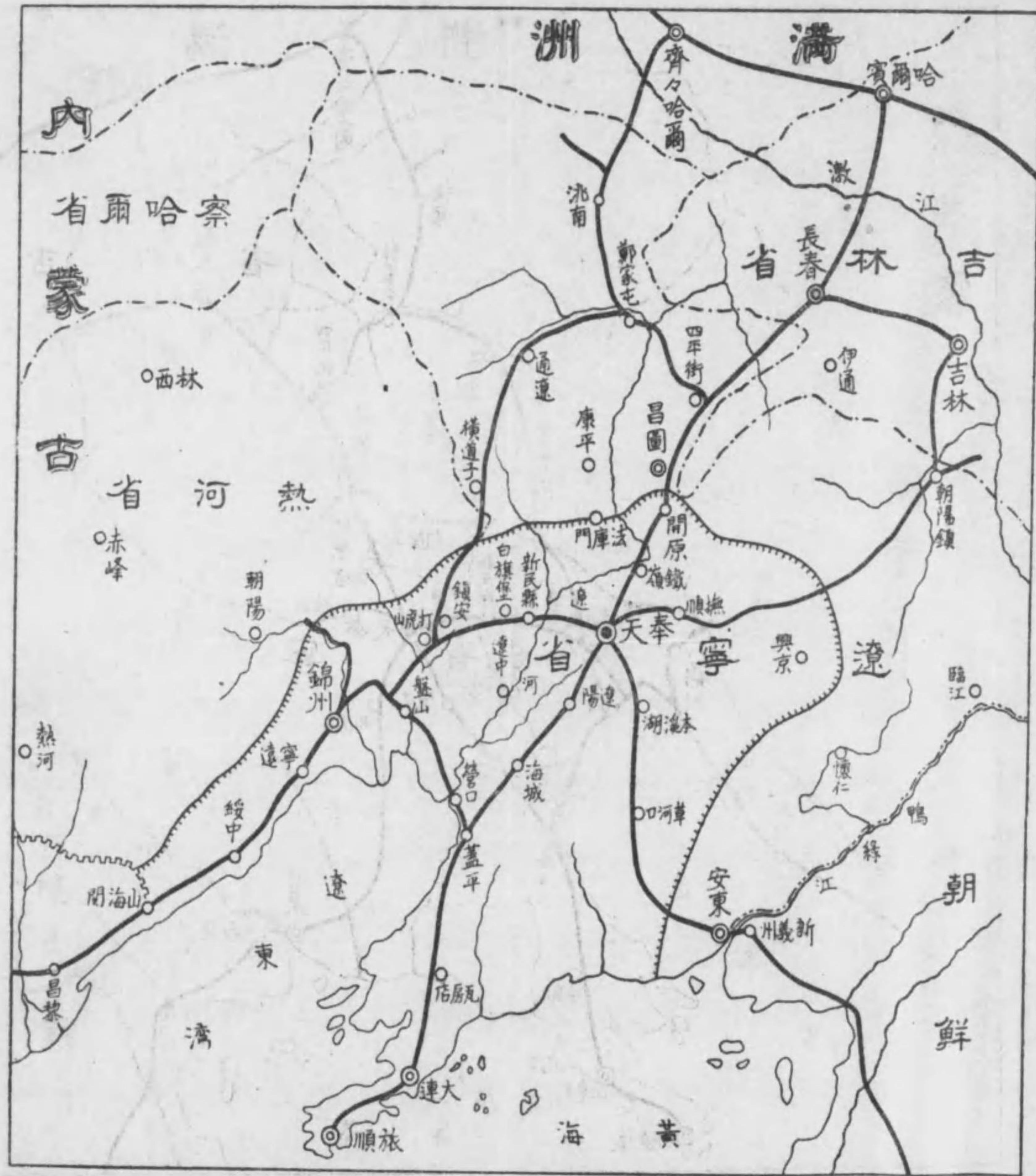
滿蒙問題の

正しい認識

池崎忠孝

天人社





- ▼ 滿蒙問題の起源 三
- ▼ 特殊權益とは何ぞや 一七
- ▼ 排日運動の經過 二二

可入



滿蒙問題の起源

私は茲に、いはゆる滿蒙問題なるものの真相を、出来るだけ通俗的に、お話し
て見ようと思ひます。

それに先立つて、あらかじめ皆様に申上げて置きたいことは、いはゆる滿蒙と
いふ言葉の意味であります。何人でも、一口に滿蒙と申しますが、この言葉の
含むで居りまする概念は、頗る不明瞭でありまして、嚴格に申しますると、滿洲
の方はそれでよいと致しましても、蒙古と申しまするのは、頗る大まかにすぎる
嫌ひがあるのではないかと思ふのであります。

皆様も御存知のごとく、蒙古と申しまするのは、支那本部の北方、滿洲の西方
に連る大地域でありまして、主として蒙古人の住んでゐる地方を申すのでありま
すが、通常外蒙古及び内蒙古の二つに別れて居りまして、我國に關係のあるの

は、その内の内蒙古地方、即ち、滿洲に接近いたして居りまする地方のことを申すのであります。

四

外蒙古に至りましては、矢張地圖の上では中華民國の領土といふことになつて居り、従つて、青天白日旗の支配を受けて居ることになつて居るのであります。が、實際の状態を申しますると、今日では、ソヴェエツト・ロシアの勢力が浸潤いたして居りまして、實質上から申しますると、まるでソヴェエツト共和國の聯邦であるかの如き有様でありますから、日本帝國の勢力範圍内だなどは、冗談にも申されないのであります。

さういふわけでありますから、いはゆる滿蒙と申しましても、わが國に、特殊の關係を有つてゐる地域は、先づ東北四省の中、遼寧省、吉林省、熱河の三省、主として大興安嶺山脈の東方、松花江の南方における地方、一般に南滿洲といふ言葉で知られてゐる地方であると——かやうに御諒解を願つて置きたいと思ひま

す。

果して然らば、これらの地方に對して、わが國は果していつ頃から密接な關係を有つやうになつたのであるかと申しますると、それは明治二十七八年の、日清戰役の當時ごろからのこととあります。この戦ひに於いて、わが國の軍隊は、朝鮮に侵入してゐる支那軍を撃攘いたしまして、鴨綠江以北に進出し、連戦連勝の日本軍は、初めて南滿洲の一部を占領したのみでなく、他の一軍は、滿洲の南端遼東半島を攻略して、その根據地旅順口を陥れたのであります。日清媾和條約の結果、當時占領して居りました遼東半島は、清國から日本に對して割讓することになつたのであります。これに對して干渉したのが露・獨・佛三箇國でありまして、東洋平和の維持に害があるといふ口實の下に、戰勝國たる日本をして、遼東半島を返還せしめ、これに對する代償として、支那は、わづかに三千萬兩の金を、わが日本に對して支拂つたのであります。

五

日清戦争の結果から見ますと、この際、日本は滿洲に於て何等の地歩をも得るに至らなかつたのであります。これが動機となつて日露戦争が起り、日露戦争の結果として、滿洲と日本との關係が生じたといふ點から考へますれば、今日口喧ましく論議されるやうになつた滿蒙問題の起源なるものは、日清戦争の當時まで遡るべきだと申しますのが、當然なことではあるまいかと思ひます。

日清戦争の後、日本は、直ちに臥薪嘗膽の覺悟をし、ロシアに對する復讐戰を準備するやうになりました。然るに、馬關會議から三箇年目の一八九八年三月十五日になりまして、支那の總理大臣李鴻章と、ロシアの外務大臣ムラヴィエフとの間に條約が締結され、ロシアは支那から關東州の租借權を初めとして、南滿鐵道の敷設權、その他、これに附隨する各種の權利を獲得したのであります。當時の露國陸軍大臣ウキツテ伯及び陸軍大臣クロボトキンが、後に至つて書き残した追想記に據りますると、この權利を支那から獲得するためには、ロシアも色々苦

心を致しまして、終には、支那の大官たる李鴻章と外一人を買収するといふやうな、極めて卑劣な非常手段さへ執つたのであります。ウキツテ伯の書いたものによりますと、李鴻章の相場が五十萬留、張——名が書いてなくて、唯張といふのであります。或は張之洞のことではあるまいかと思ひますが、その張の値段が二十五萬留だつたといふのでありますから、まことに呆れ果てたことである。この事實は、支那人といふものの本質を見究める上に、非常に參考となることではないかと思ひます。

それは兎も角として、ロシアの關東州租借は、日本を怒らせることが多大でありました。先きには、極東の平和に害があるといつて、日本が領有することに反對して置きながら、さういつた舌の根の未だ乾ききらない間に、こんどは御自分の方でせしめて終ふといふのであります。何が無法だといつて、これほど無法なことはありませんまい。さなくとも、ロシアに對する恨みが骨髓に徹してゐました

日本が、これ以後、益々ロシアを假想敵國として、着々軍備を整へることになつたといふのも、まことに無理からんことだと思ふのであります。

一九〇四年二月、日本は、遂に火蓋を切つてロシアに宣戦し、爾來約一ヶ年半のあひだ、陸に海に、ロシアの強大なる海陸軍を殲滅して、南滿洲におけるロシアの地歩を完全に破壊しつくしたのであります。この戦ひは、劣弱なすところなき支那に代つて、日本が、ロシアの不法なる侵略を防禦したものでありますから戦争の性質から申しますると、いはゞ支那のために戦つた義戦——即ち、仁義の戦ひであつたに拘らず、支那自身では、いはゆる局外中立の位置に立ちまして、別に、日本を扶けるやうなこともなかつたのであります。今から考へて見ますると、これはまことに筋の通らない話でありますが、當時の日本は、別にそれを氣に病むといふでもなく、まつたく自分の獨力を以て戦ひ、今にロシアの領土をらんとしてゐた滿洲の地から、強大な露軍を追ひ出して終つたのであります。

日露戦争の結果として、例のポーツマウス條約が締結されました。この條約によつて、日本は、ロシアが支那から獲てゐた特權を譲り受けることになり、李鴻章と、ムラツイエフとの間に結ばれてゐた條約の内容は、そつくりそのまゝ、日本のものになるといふことになりました。即ち、ポーツマウス條約の第五條及び第六條の如きは、明かに此事實を物語つてゐるものであります。ポーツマウス會議以後、わが小村外相は、直ちに支那に参りまして、この條約の承認を求め、當時の清國政府も、快くこれを承諾したのであります。これが滿蒙における日本の特殊權益が発生した最初のものであります。

ここで私は、ある一つの重大な事實について、物語つて置きたいと思ひます。それは外でもありません。ポーツマウス會議の當時、日本の方に、當時支那とロシアとの間に結ばれて居りました、ある秘密條約の重大な内容が判つて居りましたならば、今日の南滿洲は、一九〇五年以後多分日本の領土となつて居り、支那

の主権といふものは、全然存在して居ない。従つて、今日の如く、日支兩國がイ
ガミ合ふやうなことも、ありえなかつたのではあるまいか、といふことでありま
す。

私は、前に、日露戦争の當時、支那が何等日本を扶けるところがなかつたと申
しましたが、その理由は、後に至つて明白になつたのであります。簡単に申しま
すると、當時の支那は、日本の味方をするどころか、竊かにロシアと手を結んで、
日本に對する攻守同盟を結んでゐたのであります。この同盟條約は、一八九六年
の五月、ロシア皇帝の戴冠式に臨むため、露都を訪問いたしました李鴻章と、ロ
シアの外務大臣ロバノフ侯爵とのあひだに結ばれたものであります。ポーツ
マウス會議の當時は無論のこと、その後に至つても秘密にされてゐましたので、
久しい間、人に知られないでゐたものであります。然るに、ロシア革命によりま
して、その條約の内容が明るみに曝露され、その結果といたしまして、今では、

マクマレー氏の編纂にかかる、支那に關する國際條約集の中にも掲載されて居り
まして、いやくも外交史を研究する人達の間には、誰れ一人として、知らぬもの
のない條約となつてゐるのであります。そののみならず、前に申しましたウキッ
テ伯の追想記の中にも、その條約が出来上りますまでの経緯が、事細かに記載
されてゐるのであります。

此李鴻章ロバノフ密約に據りますと、日露戦争當時の支那は、明かにロシア
の攻守同盟國だつたのであります。さすればロシアの勢力を驅逐するために、二
十億の國帑と、十萬の血とを費して戦つた日本は、完全な戦捷を獲得した後に於
て、何も滿洲を支那に返還すべき理由はなかつたのであります。古い諺に「知ら
ぬが佛」といふ事がありますが、ポーツマウス會議當時の日本は、疑ひもなく、
「知らぬが佛」であつたのであります。こんな事實を回顧いたしますと、滿蒙
に存する多少の特権ぐらゐを眼の敵にして、かれこれ喚き立てる支那人の心理狀

態なるものが、頗る變なものに見えるのであります。

以上、申し述べましたやうな次第で、滿蒙における日本の權益は、まづポーツマウス條約に初まるのであります。單にそれだけではありません。その外にも、尙一つ、有力な起源を有つてゐるのであります。それに就て、以下少しく説明しようと思ひます。

ポーツマウス條約によつて、滿洲においてロシアが有つてゐた諸種の權利を譲り受けました後におきまして、我國は、支那と折衝いたしまして、色々の權利を得て居るのであります。それらの中で、最も重大なものは、大正四年五月二十五日、南滿洲、及び東蒙古に關する條約によりまして、我國が支那から獲たものであります。この條約は、いはゆる「二十一個條」なる言葉によつて遍ねく世界に喧傳されてゐるものであります。今日にありましては、その大部分が取消されて居りまして、ほとんど骨抜同様になつてゐるのであります。

この條約は、西曆一九一五年、即ち、世界大戰の初まりました翌年に、わが大隈内閣の外務大臣加藤高明子によつて交渉せられ、當時の大總統であつた袁世凱によつて承認されたものであります。前にも申しましたやうに、此條約の大部分は、すでに取消されて居るのであります。その中には、關東州の租借權や、南滿鐵道に關する權利の期限延長の如きものが含まれて居りまして、いはゆる滿蒙問題については、非常に重大な意義を有つてゐるのであります。

この條約の内容につきましては、次章に詳しいお話をいたします。考へてあります。この際、是非とも申上げて置かなければならぬと思ひますのは、日支兩國間の國際的紛議を意味するところの滿蒙問題なるものが、特に世界の視聽を恃たせ、わが國にとつても、極めて眞面目に考へられるやうになり始めましたのは、大體に於て、此二十一個條問題以後の出來事であるといふことであります。

それより以前におきましても、全然滿蒙問題なるものがなかつたといふわけではありません。殊に、日露戦争以後におきましては、滿洲に對するアメリカの關心が増進いたしました結果、中にアメリカを挟むで、日支兩國の間に、屢々困難な問題を惹き起しました事も、決して二回や三回に留まらないのであります。併し、それらの困難な事局は、いまだ日支兩國の間に、重大な衝突を惹き起すやうな虞れは認められなかつたのであります。かの二十一箇條問題以後におきましては、滿蒙における日本の特殊權益を中心といたしまして、日支兩國の間に、絶えず危険な空氣が漲り、いはゆる滿蒙問題なるものをして、日に日に尖鋭化せしめるやうなことになつたのであります。

回顧いたしますると、極東アジアの一角に、わが國が若干の地歩を獲得いたしましたから、すでに三十年に近い日子が経過せんといたして居ります。その間に我國が、滿蒙の開拓のために注ぎ入れました巨額の資本は、嘗ては荒草離々とし

て、人煙稀薄であつた極東アジアの地を一變させまして、今では年々滿蒙の地に移住する支那の内地移民の數だけでも、恐らく百萬を下るまいといふ豊穰な樂土たらしめ、これをして、堂々たる世界的の大市場たらしめたのであります。嘗ては名もなき一小港であつた大連港は、今日果して如何なる状態でありませるか。繫船岸壁の延長一萬四千三百尺、一時に三千噸級の船舶三十餘隻を繫留することが出来、それを圍ひ巡らしてゐる防波堤の長さは一里餘に亘るといふ大埠頭の壯觀は、正しく滿蒙の素張らしい發展を物語るものではありませんか。公平なる第三者は、この状態を一見して、つねに「日本人よく努めたり」といつて賞讃するのであります。

極言いたしますれば、滿蒙の荒蕪たる平原をして、人間が居住し、人間が繁榮し、人間が生活を樂しみ得る土地といたしましたものは、まづたく日本人であります。支那人自身が、嘗ては化外の荒土として顧みなかつたところの土地が、今

や鼓腹擊攘の樂土となつたのを見まして、貪慾なる彼等は、俄かに慾心を起し、眞の開拓者たる日本人を追ひ拂ふがために、あらゆる卑劣なる手段を弄し、あらゆる姦惡なる方法を講じて、倦むところがないのであります。これ果して、正義の觀念と相容れ、道義の理想と相合するものでありませうか。

滿蒙において、わが日本が守らんとするところのものは、わづかに存在する特權にすぎないのであります。しかも、その特權たるや、わが國が多大な犠牲を拂つた上に、正當な條約によつて、堂々と支那から譲り受けたものであります。この條約を踏みにちり、この犠牲を蔑ろにして、無理無體に日本を追つ拂はんとする支那の態度は、かの強盜の輩がなすところと、何等相違するところがないと申しましても、決して差支へはあるまいと思ひます。

果して然らば、滿蒙において、我國の有する特殊權益とは何でありますか。私は、それについて、多少詳細な説明を與へて見る考へてあります。

特殊權益とは何ぞや

私は前章で、何故に日本が滿蒙に於て、特權を得るに至つたかといふことについて、一應の説明を致して置きましたが、さらに一步を進めて、滿蒙におけるわが特殊權益の内容について、許され得るかぎりの説明を試みて見たいと思ふのであります。

第一に申し上げべきものは、關東州の租借權であります。關東州と申しますのは、遼東半島の南端に位する猫の額ほどの土地であります。そこには大連港や旅順口がありますので、經濟上、軍事上、頗る重要な意義を有つてゐる土地であります。これは、かのポーツマウス條約によつて、ロシアから譲受けたものであります。ロシアの租借期限は、僅かに二十五個年に過ぎず、従つて、一九二三年になりますと、當然支那に返還すべきはすのであります。従つて、

大正四年の條約によりまして、新たに租借期限を九十九個年間に延長されてゐるのであります。

一八

この租借地に隣して、いはゆる日支間の中立地帯なるものが存在してゐます。南は關東州の北境から起りまして、北は蓋平及び大孤山の間を結ぶ帶狀の地域であります。この地域の行政權は、もとより支那の手に残されて居りますが、日本の承諾がない限りは、勝手に軍隊を踏み込ませることが出来ないことになつてゐるのであります。これも亦、關東州の租借權に附帶する、一種の特殊權益だと見ることが出来るのであります。

第二は、南滿洲鐵道の敷設經營權であります。御存知のごとく、今日の南滿洲鐵道會社は、その資本金四億四千萬圓に達する大會社でありまして、わが滿蒙經營の根幹をなすところのものでありますから、これを歴史上の先例に對照致しますならば、恰度英國の東印度會社の如き性質を帯びたものであります。これも、矢

張、ロシアから繼承いたしましたもので、最初の條約には『全線開通の日から起算して、滿八十年の後には、無償で支那に讓渡する』といふ明文があり、尙その上に、『全線開通の日から起算して、滿三十六年の後には、支那に於て買收する事が出来る』といふ取極めが出来てゐるのであります。大正四年の日支交渉の結果、前記の買收權は取消され、滿鐵の敷設經營權も、これを九十九個年に延長するといふことに變更されたのであります。

第三は、安奉鐵道の敷設經營權であります。これは、ロシアから譲り受けたものではないのであります。日露戦争の際、日本軍が軍用として敷設した輕便鐵道を、明治四十二年八月、支那の同意を得ました上で、滿鐵と同様な軌條に改築したものであります。初めの契約では、十五個年後になりますると、支那に賣り渡さなければならんことになつて居りましたが、大正四年の條約によりまして滿鐵と同様に、その期限を九十九個年に延長したものであります。

一九

第四に擧ぐべきものは、南滿及び安奉兩鐵道の兩側、凡そ三十間ばかりの鐵道用地と、このあひだに點々と存在する、鐵道線路附屬の市街地との租借權であります。これは、滿鐵の方は、ロシアから受けついでたものであります。安奉線の方は、日本が直接支那からえたところの權利であります。全體の面積を總計致しましても、僅か十六方にすぎないといふ狭少な土地にすぎませんが、この十六方にすぎない狭少な土地の上に、滿洲における、最も股賑な新市街の群れが發達致して居るのでありますから、決して輕々に看過することは出來ないのであります。

第五に擧ぐべきものとして、私は各種の鐵道利權を擧げたいのであります。これらのものは、別にロシアから承繼したものではありません、日本が直接、支那政府から獲得したものであります。その大部分のものは、支那側が無斷に廢棄したのもあり、列強の容喙で、日本側が放棄したものもありまして、今日では、殆んど目も當てられない状態になつてゐるのであります。

それらの鐵道利權の中に、吉林と長春とを結ぶ吉長鐵道なるものがあります。大正四年の日支交渉に當りまして、わが國は、同線の九十九ヶ年經營管理案を主張いたしました。支那の容れるところとなりませんでしたので、結局、双方折合つて大正六年から起算して、向う三十ヶ年の間、その經營を滿鐵に委託するといふことになりました。

滿鐵の請負契約によつて建設したものに、洮昂鐵道、及び吉敦鐵道の二線があり、未遂特權として有名なものに、北鮮の會寧と、北滿の吉林とを結ぶ重要線、所謂吉會鐵道といふものがあります。これは、いろ／＼の意味に於て、非常に重要な線路であります。支那側がかれこれ文句を挾さんで、今に至るも敷設を見ないものであります。

その他、吉林と開原とを結ぶ吉開線、及び長春と洮南とを結ぶ長洮線なども、

矢張り我が國の有する特權の一つでありましたが、前者、即ち吉開線の方は、支那が無斷に鐵道を敷いて終ひ、後者、即ち長洮線の方は、まだ着手せられてゐないのでありますから、いはゞ紙上の權利に過ぎないありさまとなつてゐるのであります。

滿蒙における、我が國の特種權益の最なるものといふべき鐵道問題につきましては、いづれ後章で又、お話をする機会があると思ひまするので、此の章では、この程度に止めて置きたいと思ひます。

その次に擧ぐべき特權の尤なるものとしては、いはゆる鑛山利權を擧ぐべきであります。鑛山利權の中で、我國がロシアから繼承いたしましたものは、單に、撫順及び煙臺の二炭坑を採掘し、南滿及び安奉兩沿線の鑛山經營に對する合辦權を有するに過ぎないのであります。大正四年の日支交渉の結果、新たに九ヶ所の鑛山を經營する權利を獲得いたしましたのであります。それらの鑛山は

遼寧省内に六ヶ所、吉林省内に三ヶ所、都合九ヶ所でありまして、鐵や、石炭や金の採掘を目的とするものであります。その中で、最も有名なものは、鞍山に於ける鐵鑛であります。鞍山の鐵坑は、遺憾ながら貧坑ではあります。鐵に乏しい我國の立場といたしましては、すこぶる重要な資源となつてゐるのであります。

その他、滿洲に於て、我が國が有する特種權益の中には、日本の經營する鐵道に沿うて、それを保護する軍隊を駐劄させる權利を初めと致しまして、間島に於ける鮮人の居住權や、鴨綠江における森林の伐採權などがあります。それ以外に、なほ遙かに重大な價值を有する商租權と稱するものがあります。この言葉は新聞や雜誌などの上に、屢々現れてまゐるものであります。その實際の意味につきましては、あまり世間に知られてゐないやうであります。少し詳しくお話しして見ようと思ひます。

大正四年の日支交渉の際、日本は、支那に向つて、東蒙古及び南滿洲に於ける土地所有權を要求したのでありました。然るに、この土地所有權に對しては、支那側が極力反對いたしましたので、色々交渉を致しました結果、南滿洲に於ける商租權といふものと、東蒙古における農工業の合辦權といふものだけが、日本に對して許されることになつたのであります。私は先づ、前者の商租權といふものについて、その實質を説明しようと思ひます。

一口に申しますと、商租權と申しますのは、個人の自由契約によつて、土地を租借することの出来る權利といふほどの意味であります。即ち、土地を借り受けることは出来るが、所有することは出来ないといふのであります。この權利は、一見したところ、單純な賃貸契約にすぎないやうであります。三十年以下の期限が到来いたしますと、自動的に更新され得ることとなつて居りますから、永久に租借の權利を繼續することも出来、ほとんど所有權と異なるところ

のない、甚だ有利な特權なのであります。この權利が活用されまると、日本の大資本家は勿論、中小資本家と雖も、皆南滿洲に於て土地を租借し、それ／＼力相應の農業などを經營することが出来ますので、わが國民の大陸發展に對しましては、最も有力な便宜を與へるはずであつたのであります。

然るに、狡猾な支那は、日本人に對して、かかる權利を與へて置きながら、この實現を妨げるために、いろ／＼奸惡な手段を運らして居りますので、條約の上では、明白に認められて居る權利でありながら、今日に至るも、ほとんど實現を見ないといふ有様になつてゐるのであります。それらの點につきましては、いづれ後章で述べるつもりでありますから、茲には、すべてを省略することに致して置きます。

つぎに東蒙古における農工業の合辦權と申しますのは、何であるかと申すますると、東蒙古において、日支合辦による農業の經營を許し、それと同時に、そ

の農業に附随する工業の經營をも許すといふのであります。滿鐵沿線の四平街から、鄭家屯を経て、西に走る汽車に乗りますと、それはやがて東蒙古の市邑バインタラー、漢名では普通通遼と申して居ります。その通遼に、わが大倉組の經營にかかる華興公司と申すものがあります。これは、とりもなほさず、前述の合辦權によつて經營されて居るのであります。この方の權利も、矢張支那側の巧妙な妨害によりまして、ほとんど有名無實の權利となつて居るのであります。

わが國が、滿蒙において有する特種權益の種目は、以上を以て、大體盡きてゐるやうに思ふのであります。さらに穿鑿いたしますれば、なほ數種の權利もないではありませんが、それらの權利は、あまり無視すべき性質のものではありません。んから、殊更に、取上げて説明するほどのこともあるまいと考へるのであります。

以上の諸權利を通觀いたしますると、滿蒙において有する、わが特種權益の中

には、明かに二つの異なつた状態に置かれてゐるものがあると思ひます。即ち、その一つはすでに權利が行使されて、十分の成果を擧げてゐるものと、今一つは、いまだ權利が行使されず、單に紙上の權利たるにすぎないものとであります。前者は、關東州の租借權とか、南滿鐵道の敷設經營權とかいつたやうなものであります。後者は、吉會鐵道の敷設經營權とか、南滿洲の商租權とかいつたやうなものであります。

従つて、わが國の立場から申しますと、すでに行使されてゐる權利は、これを確保することが出來、いまだ行使されてゐない權利は、これを實現することさへ出來ますならば、それで何の言分もないはずであります。然るに、最近數年來いはゆる滿蒙問題なるものが、口喧ましく喧傳された揚句、終には、このたびの日支兩國兵衝突事件の如き不祥事を惹起いたしましたのは、果して如何なる理由に基くのでありませうか。この點につきまして、私は聊か考へてゐるところを述

べて見たいと思ふのであります。

過去における實際の事實によつて判断いたしますと、我國は、支那に對してすでに得てゐる權利の確保と、いまだ行使されない權利の實現とを主張こそいたしますが、何も新らしい利權をえようとして、嫌がる支那を強制してゐるのではないといふことは、自ら明かな事實であると思ひます。しかも、これらの權利はこれを權利として獲得すべき十分な道義上の根據と、十分な理論上の背景とを有つてゐるのでありますから、なん人の眼から見ましても、決して彼れ是れと批難される理由はないのであります。事情を知らない白人などの中には、時に日本の帝國主義を云々するものもありませんが、これをもし帝國主義の發展だといたしますれば、かの歐米人等が、過去數世紀の間に、世界における有色人種の邦土に對して爲したところは、果して何といつて評すべきものでありませう。

殊に、過度に世界の批評を怖れ、いはゆる自由主義の空漠たる理想に陶醉して居りました最近の日本は、支那に對して、未だ行使されない權利の實現を主張することさへ、驚くべく謙遜であつたのであります。自己の有する正當な權利を主張するためには、敢て兵火に訴へることをも辭しないといつたやうな意氣込みは殆んど棄にしたいほども見出されなかつたのであります。露骨に申しますと、最近における日本の態度は、徹頭徹尾、忍従の態度を持続したのであります。未だ行使されない權利の實現などといふことは勿論、すでに行使されつつある權利の擁護といふことに對してさへ、ほとんど自屈退讓の態度を執りつづけてゐるのであります。然るに、このたび、滿洲の一角において、突如として兵火の勃發を見るに至つたといふのは、果して何の故でありませうか。

一口に申しますと、日本の弱腰を見ぬいた支那が、夜郎自大の迷夢にたぶらかされて、だん／＼増長いたしました結果、理不盡にも、滿蒙における日本の特

種權益を根絶し、日本人が扶殖してゐる勢力を、綺麗に滿蒙の天地から一掃しようといふ、方外な欲望を抱いたからであります。

かうなつて参りますると、如何に寛仁大度な日本人でも、もはや彼のなすところを、黙つて見てゐるわけには参りません。自己の生存権を擁護し、自己の正常な権利を維持するために、決然として立つに至つたのであります。思ひ上つて正心を喪うたものの逢會する悲劇ほど、世にも慄れむべきものはありますまい。今や、中華民國は、この慄れむべき悲劇の主人公たらむとしてゐるのであります。

私はさらに過去十餘年の間、支那が我國に對してなした排斥の歴史を叙べ、最近の中村少佐虐殺事件、及び滿鐵破壊事件に至るまでの、最も横暴を極めた事實を物語つて見たいと思ひます。

排日運動の經過

日本の有する特殊權益について、今日まで支那が執り來つたところの態度——分りやすく申しますれば、支那における排日の歴史について、お話して見ようと思ひます。

大雑把に分類致しますれば、日本が滿蒙に於て有する特殊權益を中心として、支那が日本に對する排斥の態度を執りました時期は、その排日態度、その排日手段の性質から見まして、これを三つに區分することが出来はしないかと考へるのであります。

即ち、第一の時期は、支那が、日本の有する特殊權益を排除するために、主として外國の力を導き入れ、これを日本に對抗せしめまして、日本の有する權益を、出来るだけ弱めようと試みた時期であります。

第二の時期は、支那自身が進んで積極的な態度を執り、累次の日貨排斥と、大膽不敵な宣傳外交とによりまして、日本の有する特權を排撃し、これをして一片の空權たらしめようと努力いたしました時期であります。

第三の時期は、支那自身の態度が、さらに一層積極的となり、單なる日貨排斥や、單なる宣傳外交によらずして、進んで日本の勢力を驅逐し、日本の權益を排撃するために、種々の直接行動を執り、その結果と致しまして、如何に日本が、滿蒙の天地に頑張り通さうと致しましても、到底居たたまれないやうに仕向けてやれといふ、極めて惡辣なる態度を執りました時期であります。

私の見るところによりますると、第一の時期は、先づ日露戦争の終りました頃から、世界戦争の初まります頃までの間でありまして、その頃の支那は、今日の支那とは違ひまして、自ら表面に立つて、日本に楯付くといふやうなことはすくなかつたのであります。その代り、支那人が得意とする『以夷制夷』の寸法で、

盛んに外國の力を借りまして、日本の勢力に對抗させ、日本の立場を叩き壊さうと試みたのであります。その目的のために、主として支那が利用いたしました國は、御存知の如くアメリカ合衆國だったのであります。

一九〇五年頃から、一九一一、二年頃までのアメリカは、何とかして滿蒙に進出しようとして藻掻き苦しみながら、その都度、日本の強硬な反對に出會はしなして、慘敗に慘敗を累ねた時期であります。その邊の悉しい事情をお話して居りますと、大變な時間を要しますから、茲には極く簡単に荒筋だけを擧げつゝまんでお話して置きます。

先づ最初に、アメリカの手が伸びましたのは、例のハリマンの滿鐵乗つ取計畫であります。これは、危機一髪の際、小村外相の英斷によつて、美事に粉碎されて終ひました。その次ぎに現れましたのは、一九〇七年、日本と英國との間に、法庫門鐵道問題が勃發いたしました際、奉天のアメリカ總領事ストレートが活躍

いたしまして、この利権の中に割込まうとしたことがあります。これも亦、日本の反對によつて、英國が手を引きましたから、自然アメリカも手を引くことになつたのであります。その次ぎは、同じく一九〇七年に、例のストレートが、時の東三省總督徐世昌及び奉天巡撫唐紹儀を口説き落しまして、奉天に米貨二千萬弗の銀行を設立しようと致しましたが、これも結局立消えとなつたのであります。

事々に失敗を累ねて、少々イラチ氣味になりました米國は、一九〇九年に、有名な滿鐵の中立といふ事を提案いたしました。これは當時の國務卿ノックスが遣つた仕事でありまして、滿鐵及び東支鐵道を、日本とロシアとの手から奪ひとりこれを列國の共同管理に附しようといふ、頗る虫のいい提案であります。これは歐洲の列強も賛成しないし、日露兩國も、強硬に反對いたしましたから、矢張物にならずに終りました上、日露兩國をして、堅く握手させるやうな藪蛇の結果に終つたのであります。これにも懲りなかつたアメリカは、その翌年又々四國借款

團なるものを組織して、その財團の擔保と致しましては、滿洲における種々の税金などを提供させるやうな計畫にして居りましたが、それが終に日露兩國に分りましたので、兩國も黙つて居りません。結局、四國借款團は、新たに六國借款團に形を變へる事になりましたが、それも、いつとなく有耶無耶の裡に姿を沒する事になつたのであります。

これを要するに、手を代へ品を代へて、根氣よく滿洲に進出しようと致しましたアメリカの政策は、事々に失敗し、滿洲に關する限りに於て、アメリカは面目玉を踏み潰されて終つたのであります。従つて、アメリカの力を借り、アメリカに絶りついて、滿洲における日本の勢力を一掃しようといはしました支那の苦肉策も、終に無残な失敗を招くことになつたのであります。

さうかうしてゐるところへ、歐洲の大戦亂が起り、我國と支那との間にも、例の二十一個條問題といふものが持ち上つたのであります。當時、ペキンにはアメ

リカの公使ラインシュといふ先生が居りまして、この先生が大いに活動し、本國の政府を動かしまして、いろ／＼日本に對する邪魔立てをしたのであります。歐洲の大戦亂が収まりまする迄は、それも大したことはなかつたのであります。然るに、一九一九年になりました、有名なベルサイユ會議が開かれますると、その會議に列席致しました支那の全權は、即ち、首席代表陸徵祥を始めいたしました。當時の駐米公使顧維鈞、駐英公使施肇基、廣東政府代表王延廷などと稱するロマメな連中のお揃ひでありましたが、これらの連中は、大いに雄辯を揮つて二十一個條問題、及び山東問題について、大いに日本に食つてかかつたのであります。蔭に廻つて、これを支援いたしましたものはアメリカでありまして、當時の國務卿ランシングが書いた媾和會議秘録を見ますると、その邊の消息が、はつきりと判るのであります。

山東問題に就ては、姑らく措きます。二十一個條問題について、支那の全權ど

もが、ヴェルサイユにおいて主張いたしました要旨と申しますのは、これを一口に申しますると、大隈内閣の對支二十一個條要求は、日本の脅迫によつて自由意思を拘束せられた結果、止むなく調印したものだから、當然無効であるといふのであります。一通り聞きますと、いかにも筋の通つた議論のやうであります。その實、支那人特有の三百的議論にすぎないのであります。若しかれらの申しまするやうに、脅迫による條約が、全部無効だといたしますると、戰爭の結果、戰勝國と戰敗國との間に結ばれた媾和條約などは、一として有効なものはありません。さし當り、ヴェルサイユに於て獨逸全權に交付されました條約などはその無効なるものの隨一でありませう。個人と國家とは違ひます。個人の場合を以て、直ちに國家の場合に當て嵌めることが出来るなどと考へるのは、支那人の頭が悪く出來上つてゐるからであります。

結局、ヴェルサイユにおける彼等の活動は、なんらの實をも結ばずに終つたの

であります。これから後、支那の對日態度は、主として自力を以て日本に抗し、日本の勢力を叩き潰すために、全力を擧げて戦ふやうになつたのであります。即ち、私の所謂第二期に入つたのであります。

この間における支那の對日態度の特徴は、その執拗なボイコットと、その傍若無人な強硬外交とによつて、尙ほ皆様の記憶に明かなことだらうと思ひます。支那の日貨排斥といへば、先づ年中行事の一つとなつて居りまして、今日では、もはや日本人の頭にピンと來ないぐらゐなものになつてゐるのであります。普通の常理から申しますると、あゝした日貨排斥といふやうな事實だけでも、十分に戦争原因たるべき理由があるのであります。過去十數年の間、それを耐へ忍びてまゐりました日本人の忍耐力は、史上稀れに見るところではないかと思ひます。

その上に、かれらは、國際外交の常規を逸して、殆んど狂氣に等しい疎暴な態度を執り、日本を落し入れ、日本を傷けるためには、手段の如何をも問はないや

うな有様となつたのであります。さうして彼等の主張が、段々露骨となり、一九二一年のワシントン會議におきましては、ハッキリと旅順大連の回收をすら言明するに至つたのであります。かれらの主張に従ひますると、例の二十一箇條は無効だから、日本の有する關東州の租借權は、ロシアとの原條約に基いて、當然一九二三年に期限が到來するといふのであります。

一方にはボイコットをやり、一方には強硬外交——といふよりも、寧ろ狂暴外交といふ方が至當であると思ひますが、その狂暴外交によつて、日本の有する正當な地歩を叩き潰さうとする上に、さらに一方では、あらゆる手段によつて、日本の有する權益を毀損するため、種々の手段を運らし初めたのであります。

その詳細につきまして、一々御説明をしてゐる暇はありませんから、ここには唯二三の例を擧げるに留めて置きますが、まづ最初に擧ぐべきことは、南滿鐵道の包圍計畫であります。自分の國が敷設した鐵道、例へば打虎山から通遼に至る

打通鐵道の如きものによつて、綺麗に南滿鐵道を包むで終ひ、今まで南滿鐵道が吸収して居りました營養分を、自分の方に吸ひとり、結局南滿鐵道が立ちゆかぬやうにしようといふ計畫であります。そのためには連山灣の一角に葫蘆島の築港計畫を行ひ、自分の鐵道と、自分の港灣とによつて、日本の有する特權を根こそぎに破壊しようといふさへしてゐるのであります。その結果として、今日の南滿鐵道は、まことに慄れむべき業態に陥つてゐるのであります。

第二に擧ぐべきことは、日本の有する既得權益を實行せんとすることに對して、いろ／＼の妨害を加へ、日本が權利を有つてゐる鐵道を、勝手に自分の方で敷設して終つたり、自分の方で敷設しないものは、かれこれ文句を拵ひて、日本の手で敷設することを妨げたりする類ひであります。この問題につきましては、多少悉しいお話を考へてありましたが、現在としましては、それが許されない事情にありまするので、この邊のところまで切上げて置かうと思ひます。

昨日お話いたしました商租權の如きも、條約の文面では、明かに權利が認められて居りますのに、支那側では、自分の方で國內の法律を作り「外國人に土地を商租したものは死刑に處す」といつたやうな法律を發布したり、商租に關する手數料を篋棒に高くしたりしまして、實際には、日本の有する權利が、全然空文に歸するやうな仕掛になつてゐるのであります。

かういふ風に、支那側の態度は、段々攻勢的になつて居りましたが、最近になりまして、それが特に烈しくなり、終には露骨な不法手段によつて、日本の勢力を掃滅しようといふ計畫するやうになつたのであります。これが私の所謂第三期であります。かうした傾向が、特に著しくなりましたのは、張學良が、進んで南方政府と握手をし、東四省をして、青天白日旗の統制の下に置いてからのやうに思はれるのであります。

あまり古い事は問はず、極く最近の出來事だけを並べ立てて見ましても、日本

の抗議を無視して、打通線及び吉林から海龍に至る鐵道を布設したのは、昭和二年のことでありまして、それから以後、單に鐵道に關する支那の不法行爲だけれども、殆んど十指に屈するほどあります。殊に、最近に至りましては、支那の大官連が、日本に對して立てつづけに非常識な暴言を吐き、張學良の治下におきましては、事々に日本人の權利を侵害し、日本人を壓迫して居たたまらないやうにするために、あらゆる暴虐な手段に出でるやうになつたのであります。ある人の調査した結果によりますと、過去二ケ年に至る間に、支那側は十回の不法射撃、百十回の商租妨害、十六回の邦艦射撃、十三回の不當課税、三十二回の邦貨抑留、九十回の學童に對する暴行、十七回の朝鮮人立退を強要してゐるといふのであります。その結果として起りましたのが、最近の萬寶山事件、及び中村少佐虐殺事件、及び滿鐵の破壊事件であります。

「佛の顔も三度」といふ諺があります通り、さすがに辛抱強い日本も、滿鐵

破壊事件を機會として、終に應懲の手段を執るに至つたのであります。今にして過去を振り返つて見ますと、日本はよくも今まで耐忍したものだと思ひます。何れの點から見ましても、日本の能度は正しいのであります。一たび意を決して立つた以上、このたびこそは、日本の正しい權利を確立し、日本の正しい立場を認めさせる迄、斷じて手を引くべきものではありません。支那人の言草によりますと、一九三六年になりますと、支那側に滿鐵の買收權が生じるといふのであります。遅かれ早かれ、結局一度は是非とも滿洲問題の清算をしなければならぬものとするれば、いろ／＼の點から見まして、現在ほど好都合な時機はあるまいと思ひます。御存知の如く、一九三六年になりますれば、米國に對する日本の海軍力は、かれの六割といふ劣勢に落ちるのであります。國民全體は、目前における多少の苦痛は忍びましても、この際思ひ切つて斷乎たる覺悟をなすべきだと思ひます。

天 人 社 行 售

赤 色 口 本

中 年 英 語

昭和六年十二月十二日 印刷
昭和六年十二月十六日 發行

著 者 池 崎 忠 孝

發 行 者 津 田 操
東京市神田區表猿樂町二

印 刷 者 古 木 三 善
東京市芝區愛宕町二ノ一〇

發 賣 所 天 人 社
東京市神田區表猿樂町二
振替東京五五二〇番

滿 蒙 問 題 の 正 し き 認 識 奥 付

定 價 金 拾 五 錢

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the title "満蒙問題の正しい認識" and the author's name "池崎忠孝".）

●前大阪朝日新聞記者 **中平亮著**

▲四六列▲價〇・八〇
▲二八〇頁▲送〇・〇八

赤色ロシヤの嘘

—五年計畫の検討—

◇著者は我が國唯一のロシヤ革命の體驗者！

サウエート・ロシヤに對する一般的認識不足は、今や全日本大衆の清純を汚辱すべき傾向を誘發しつゝある。此の認識不足を論撃して、正確なる科學的認識を樹立し光輝ある歴史的实践に引き戻すべく努力することは、現下吾人に課せられた重大責務である。即ち著者は茲に敢然と起ち、其の苦慘に富むロシヤ革命體驗と、各國語に亘る豊富な資料に基き、サウエート構成の實体に突入して、理論的、系統的、實證的に之を論殺した。

蓋し本書は時局の深大化が、論界に蔚然たる一群の新闘士を進出せしむべき機運を醸成しつゝある證左にして其の先驅である。最近論界の一大收穫として本社は確然たる責任を以て各位の速かなる一讀を薦む。

◇本書に依つて全日本大衆の清純を守れ！

肉弾少將 **櫻井忠溫著**

▲新四六列布裝▲價〇・五〇
▲口繪寫眞數葉▲送〇・〇六

人・乃木將軍

悲劇の主人公としての乃木將軍が、夫人と共に悲壯な自刃を遂げてから、早くも二十年の歳月が流れた。著者は青年時代から、あの名著『肉弾』を生んだ旅順戦、及びその晩年に至るまで、將軍とは最も深い因縁の下に結ばれた人であつた。著者自身十數個の敵弾を受けて、多數の傷兵の中に轉つてゐた際、將軍は著者の額に手を置きながら

『少尉はひどくやられたやうだな、よくやつてくれた切角身体を大事にしてくれ』

といはれた言葉の中にも、將軍と著者との間に如何に温いものが流れ合つてゐたかが窺はれるではないか。

旅順戦の思ひ出、古戦場の雜草、全篇これ悉く無韻の詩であり歌である。

●好評好評 忽ち十二版を突破す

天人近刊書

大衆日本社同人作

●新興戦争文學集

戦争によつてのみ
貧乏人は救はれる

— 價
— 送 〇〇・八〇

満洲事變は全日本大
衆に如斯利益を齎す

— 價
— 送 〇〇・二〇

終

¥0.15